

「さんきゅうパパプロジェクト」ロゴマーク使用規約

平成 27 年 10 月 8 日
内閣府子ども・子育て本部

1. 目的

「さんきゅうパパプロジェクト」ロゴマーク使用規約(以下「本使用規約」という。)は、企業・団体・個人が、「さんきゅうパパプロジェクト」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

2. 使用方法

企業・団体・個人は本プロジェクトが定める「ロゴマーク マニュアル」に従い、ポスター、パンフレット、社内報、ホームページ等、様々な媒体に自由にロゴマークを使用できます。ロゴマークの使用方法については使用される方の責任で、十分にご注意ください。内閣府は、使用者がロゴマークを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。なお、次のような場合は使用することはできません。

- 1.主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- 2.さんきゅうパパプロジェクトの趣旨に明らかに反するような方法で使用する場合
- 3.法令や公序良俗に反する場合
- 4.不当利益をあげることが目的とする場合
- 5.特定の個人又は団体の売名に利用される場合
- 6.特定の商品・サービス等の品質・機能・価格等を担保・証明するものとして使用する場合
- 7.ロゴマークを主たる主題(モチーフ)とした商品を制作し販売を行う場合

3. 報告

ロゴマークを使用した場合には、使用後にロゴマーク使用報告書(別紙様式)、及び使用物品等の現物、写真又はコピーを内閣府子ども・子育て本部少子化対策担当に、メール又はFAXで提出してください。

【必要記載事項】

1. 企業名、団体名又は個人名
2. 住所
3. 担当部署・担当者名
4. 連絡先(電話、FAX、メールアドレス)
5. 使用物(ポスター、キーホルダー等の使用物品等の現物、写真又はコピーを提出してください。ホームページに掲載する場合には URL を報告してください。)

4. 規約の改訂

- (1)本使用規約は、内閣府において、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知おきください。
- (2)本使用規約の改訂により、使用する企業・団体・個人に不利益が生じたとしても、内閣府は一切の責任を負わないものとします。

附 則

本使用規約は、平成 27 年 10 月 15 日から施行します。